

ガス料金のしくみ

ガス料金 = 基本料金 + 従量料金

(従量料金単価×ご使用量)
※この部分が原料価格の変動により毎月見直しとなります。

従量料金単価の事前のお知らせ

翌月の従量料金単価については、これまでと同様にあらかじめ「島田ガスからのお知らせ(検針票)」の「翌月従量料金単価」欄にてお知らせします。



(標準モデル(月間29m³)^注の場合のガス料金(供給的料金・税込)

	平成21年9月 検針分	平成21年10月 検針分	増減
従量料金単価 (1m ³ あたり)	181.44円	168.09円	▲13.35円
ガス料金 (1ヶ月あたり)	6,553円	6,166円	▲387円

注) 家庭用のお客さま1件あたりの平均ガス使用量。

ご不明な点がございましたら、
「島田ガス株式会社 TEL 36-3900」まで
お問い合わせください。

ガス料金に関する お知らせ

原料費調整制度の変更について

日頃より島田ガスをご利用いただき、ありがとうございます。

当社では、経済産業省令の改正に伴い、原料価格の変動に応じてガス料金を調整する原料費調整制度を、平成21年10月検針分から変更させていただくこととなりました。

今回の変更により、原料価格の変動をより迅速にガス料金に反映させるとともに、料金変動を平準化することができます。

当社は、引き続き経営効率化に取り組むとともに、ガスの安定供給、保安の確保、サービスの向上に努めてまいります。

今後ともご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

平成21年9月
島田ガス株式会社

原料費調整制度とは

都市ガスの原料であるLNG(液化天然ガス)やプロパンの価格は、原油価格や為替レートの動きに応じて変動します。原料費調整制度は、こうした原料価格の変動を適切にガス料金に反映させるためのものです。

変更点

1 原料価格の変動をより速く、ガス料金に反映いたします。

平均原料価格の変動をガス料金に反映させるまでの期間を、3か月後から1か月短縮し、2か月後とします。

2 ガス料金の調整を毎月実施いたします。

これまで3か月毎に実施していたガス料金の調整を毎月実施します。

3 原料価格の変動をきめ細かく、ガス料金に反映いたします

原料価格の変動が一定(基準となる原料価格の±5%)以上の場合のみ調整していましたが、小幅な変動の際にも調整を実施します。

